7-5　研究活動と研究環境

（この項目は、法学部と法学研究科の状況を併せて記述することとする。）

Ｂ群・教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性
Ａ群・論文等研究成果の発表状況
Ｃ群・国内外の学会での活動状況
Ａ群・附置研究所とこれを設置する大学･大学院との関係
Ｃ群・科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

研究活動は一般にいずれの学術研究機関における教員や研究員に共通する要素の１つである。大学の場合には、大学院の教員であれ学部の教員であれ、教育と並んで要求される要素の１つである。本研究科・法学部の場合にも、この点はもちろん同様である。

具体的には本研究科・法学部における教員の採用、教員の昇進等の基準として研究活動とその成果が大きな要素を占めている。また、本研究科では、学部教員のうち助教授に昇格または採用された教員が本研究科の教育を担当することとされているが、このことは、一定の専門的な研究活動とその成果の裏打ちを要求しているとみることができる（「大学院研究科教員の資格認定細則」）。

本研究科及び法学部の教員の研究活動については、その直接的な成果は通例、著書論文等や学会発表に反映していると考えられる。そこで、昨年度の資料になるが、2001年度から2005年度の分について単純にこれを数量的にみると、著書・論文等の総数は179点でそのうち47点が著書となっている。また学会発表の件数は41件となっている。これらについて、法律・政治学専門教員についてみると、著書論文等の合計は157点（うち著書は43点）であり、学会発表は38件である。専門教員数21名（2005年度学部所属法律・政治学専門教員数）であるから、平均すると教員１人あたり約７点（２点）であり、また、学会発表は約２回弱となる（「大学基礎データ」表24）。

また、学外からの研究費の取得状況については、2001年度から2005年度にかけて科学研究費補助、その他の研究費で法学部・法学研究科教員が代表者となったものや分担したものの延べ件数は30件程度であるが、そのうち本学部教員が中心となって獲得した件数は約半分の件数である。

もちろんこうした数量的見方には限界があるし、教員の中には研究業績の報告が完璧になされていない場合もあり、また、研究業績の点数や学会発表の件数は個々の教員によって大きな差があることも事実である。しかしそれでも、こうした事実によって最小限の研究活動の実態の一端を知ることができる。

このような実態については本研究科・法学部を取り巻く研究環境の点から改めて点検してみる必要はある。

ところで、本研究科・法学部の教員の研究活動を直接的に奨励・サポートする制度としては附置研究所のような機関の役割が重要である。法学部の附置研究施設である判例研究資料室や法学部・法務研究科の教員を正会員として任意に設立されている**法学会**もその事業活動の一部として教員の研究活動の支援や研究インセンティブを高めるための研究会等を開催している。さらに、本研究科附置教育研究施設として、ビジネス法務専攻の開設に伴い設立された**ビジネスロー・センター**はその事業活動の一環としてビジネスローの研究支援も含めている。しかしこれらの機関は直接的には必ずしも研究活動のためのものではない。この点、大学全体としては**大学附置の総合研究所**があり、全学の学際的な共同研究プロジェクトを選定し、その研究の支援・サポートを行っている。この総合研究所は、従来、各学部・研究科のセクション（法学部・法学研究科では法学研究センター）を設けて学部・研究科における共同研究を推進していたが、2003年度に組織改革が行われ、現行の研究所体制に改められた。したがって、本研究科・法学部の教員とこの総合研究所との関係は、総合研究所の特定のプロジェクトテーマごとにそれに参加する教員のみが関係することになった。こうした総合研究所の組織体制の下における研究助成や研究の進め方が適切であるかどうかについては、従来の研究実績との比較等によって、その研究費の利用のあり方と共同研究のあり方について厳しく点検評価されなければならないが、少なくとも本研究科・法学部についていえば、従来、外部の研究助成よりも弾力的で機動的なこの総合研究所の研究助成によって法学に関する共同研究を行い、毎年、報告書や市販の学術書として刊行してきたという実績がある。このような研究組織の現状を検討して、本研究科・法学部としては、制度的にはどのような研究組織が今後望ましいかについて、その教員の研究科活動の促進の観点から改めて検討し必要な対応をとる必要がある。

Ａ群・個人研究費、研究旅費の額の適切性
Ａ群・教員個室等の教員研究室の整備状況
Ａ群・教員の研究時間を確保させる方途の適切性
Ａ群・研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性
Ｂ群・共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

学術研究機関、とりわけ大学の大学院・学部の教員が教育を行うにあたって、一般にその先端的で高度な研究活動に基づいた専門的知識を基礎とすることが求められる。この点からすると、一定の教員の研究環境が確保される必要がある。

こうした観点から、本研究科・法学部の研究環境についてみてみると、**第１に、大学における調査研究費の配分や研究室の整備が問題**となる。各教員に配分される現行の調査研究費については、現行の金額は42万円となっている。これは十分な金額とはいえないとしても一定の基礎的な研究環境を確保するという点では一定の評価ができるであろう。研究費に関連して、本研究科・法学部に固有の共同研究費が制度的に存在するかについては、前述の通り、従来は総合研究所の法学部門として制度化されていたが、近年それが制度変更され、現在では本研究科・法学部として正式に法学に関する共同研究に対する共同研究費に関する制度的仕組みは存在しない。ただし、法学会の個人研究助成や出版

助成、及びビジネスロー・センターによるその事業の一環として検討・整備を図ろうとしている共同研究費の制度の構想がある。現代の国際化・複雑化した経済社会体制の中における法学に関する共同研究の必要性を考えると、こうした共同研究費の制度化は本研究科・法学部の教員の研究環境整備の面からしても重要な課題といわなければならない。

こうした研究費とは別に、教員の個人研究室として専任教員に各自１部屋が整備され、確保されている。

第２に、教員の研究活動の時間の確保が問題となる。この点について各教員の授業担当コマ数の実態がどうなっているかである。法律・政治学の専門科目担当の教員についてみると、次の通りである（学部教員22名、専門職研究科との併任教員５名）。なお、授業担当コマ数の計算においては法学部及び本研究科のほか、法務研究科及び会計プロフェッション研究科の担当コマ数を加えた。

授業担当コマ数

担当コマ数	担当者数
～5.0以下	4
～6.0以下	9
～7.0以下	6
～8.0以下	3
～9.0以下	1
～10.0以下	1
～11.0以下	1
～12.0以下	1
～13.0以下	1

こうした授業担当コマ数の実態としては、５コマ（本学専任教員の責任担当コマ数）を基準にすると、専任教員の約85％がそれを上回っている。さらに、半数以上の教員が７コマを超えるコマ数を担当しており、10コマ以上の教員が４名いる。これによると、本研究科・法学部の教員の授業負担は非常に重いものとなっている事実がある。

その要因として考えられるのは、2004年度に法務研究科が設立されて、本研究科・法学部の教員の中から７名の教員が移籍し、現在も４名の教員が併任教員となり、本研究科・法学部の教員も兼担教員として法務研究科の授業を担当することになったことがあげられる。また、2005年度には会計プロフェッション研究科が設立され、法学部教員から１名が移籍し、その１名は併任教員となっている。さらに数名の教員は兼担としてそこでの授業を担当している。加えて、同じく2005年度から本研究科改革として夜間の社会人大学院のビジネス法務専攻を開設し、そこにおける授業負担が増えたことがその大きな要因である。さらに、この間、本研究科・法学部としても欠員となった専門教員の補充を徐々に進めてきたのであるが、必要な専門分野の教員が全国的に手薄な状態となったこともあり、急激に補充することができていないという事実がある。

この様な授業担当コマ数加重の問題には以上のような要因が重なって発生しているので、必要な教員補充を行い、また、兼任教員の任用措置を適切に講じることなどによって、こうした事態の早急な対応が求められる。

第３に、教員の研究活動にインセンティブを与えるためには、頻繁に研究会を開催して多くの教員が出席して自由に意見を述べ議論をすることができる環境の確立が必要である。この点、現在では、法学会が主催する本研究科・法学部の教員及び他大学や海外からの教員・研究者が報告する研究会が

平均すると月１回ぐらい開催されているが、教員の参加は多くない実情にある。そのおもな要因の１つとしては、各種の大学・学部等の委員会や会議等と重なることにある。少なくとも一定の曜日の所定の時間帯を研究会開催のために割くための方策がとられる必要がある。また、こうした研究会の報告についてはワーキングペーパーとして発行するなど、教員の研究成果に結びつけることができる方策をとることも考慮すべきである。

以上、教員の研究活動が必ずしも十分とはいえないおもな要因について研究環境の面から指摘した。この問題に関しては、2006年度６月28日開催本研究科教授会へ、研究科と法学部の主任が連名で、教員の補充を速やかに行って教員の持コマ負担の加重状態を解消することを求める意見書を提出した。このことからも、本研究科と法学部ではその問題が十分に強く認識されており、問題の解決が急がれている。